

地下埋設タンクに関する消防法の改正



施行日 平成23年2月1日

経過措置 平成25年1月31日まで
は従前通り

地下貯蔵タンクに対して講ずべき措置について

対象となるタンク
直接埋設鋼製一重殻地下貯蔵タンク

地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚に基づく腐食の恐れを評価します

腐食の恐れが特に高いもの（下表A参照）

腐食の恐れが高いもの（下表B参照）

左記以外のもの

※1 コーティング
※2 電気防食
上記2項目のうちいずれかを実施

※1 コーティング
※2 電気防食
※3 微小な漏れを検知するための設備
上記3項目のうちいずれかを実施 詳細は下記

現在の基準どおり

腐食の恐れが特に高いもの 表A

腐食の恐れが高いもの 表B

設計年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

設計年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上120.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
30年以上40年未満	強化プラスチック	4.5mm未満
	アスファルト	6.0mm未満
20年以上30年未満	モルタル	4.5mm未満
	アスファルト	4.5mm未満

対策について

※1 **コーティング** : 地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するためタンクの内面全体にガラス繊維強化プラスチックライニングを2.0mm以上の暑さに被服するもので地下貯蔵タンクが埋設されたままの状態で行えるものである。

※2 **電気防食** : 地下貯蔵タンクの周囲に電極を埋める等を行うことにより、地下に埋設されたタンクへ外部から直流電流を流し腐食の進行を防止するものである。

※3 **危険物の微小な漏れを検知するための設備** : 直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備のことであり、具体的には埋設された地下貯蔵タンクに貯蔵されている危険物の液面を常に計測して危険物の液面の変化を検知し警報を発するシステムなどである。

